

## 論 説

「ジョイント・ベンチャーの経営と会計」に関する  
実証研究序論

藤 田 敬 司

## 目 次

## はじめに

日独ビスフェノール製造合弁会社の経営と会計

M&amp;A, 戦略的アライアンスと比較したジョイント・ベンチャー

ジョイント・ベンチャーの現実のおよび概念の特徴

「共同支配」概念と「比例連結」会計の論理

米国におけるジョイント・ベンチャーと会計基準

比例連結会計の問題点と必要性

おわりに - これからの課題

## はじめに

グローバル化経済と加速する技術革新の嵐の中で、激化する競争を生き延びるために、企業は企業結合、企業分割、戦略的アライアンスを繰り返している。ライバル企業とのジョイント・ベンチャー形成も日常化し、その形態は多様化している。

他方、金融グローバル化の基盤的インフラである企業会計・ディスクロージャー制度は、わが国の会計ビッグ・バンはいうまでもなく、EU における 2005 年からの国際会計基準採用に見られるように、急速にグローバル・スタンダードへ収斂しつつある。しかしながら、ジョイント・ベンチャーに係わる会計については、国際会計基準・欧州諸国会計基準は比例連結をベンチマーク処理とするが、これに対して日米会計基準は持分法適用に止まる。その懸隔は顕著であり、いまのところ歩み寄りの動向は見られない。

本稿 では、国際的ジョイント・ベンチャーのささやかな一例ではあるが、日独ビスフェノール製造合弁会社を取り上げる。

および では、entity としてのジョイント・ベンチャーの特徴を浮き彫りにする。 ではジョイント・ベンチャーの中核である「共同支配」概念を明らかにするとともに、国際会計基準やドイツ商法会計における「比例連結」会計の意義を解明する。 では米国におけるジョイント・ベンチャー会計の発達を妨げる原因を探る。 および結びではジョイント・ベンチャーに係る比例連結会計の問題点と必要性について考える。

## 日独ビスフェノール製造合弁会社の経営と会計

### 合弁事業の概況

2003年8月下旬、筆者は日独ビスフェノール製造合弁会社を訪問した。会社はドイツの大手化学品会社バイエルン社とわが国の本州化学および三井物産との間で2002年11月、東独地域であるザクセンアンハルト州のビッターフェルトに設立された。

2004年夏の操業開始に向けて工場建設が進められ、すでに現地で開業準備中のCEO、CFO(いずれも三井化学出身者)から説明を受けることができた。

旧東独地域は、1990年の東西ドイツ統一からすでに13年経過したにもかかわらず、外国資本の進出が遅く、依然として20%近い高失業率にあえいでいる。統一当時の人件費水準は旧西独地域の1割程度だったが、いまは約7割に達しているのが一因である。

来年1月からは、隣のポーランド・チェコ・ハンガリー等も拡大EUに加盟し、そこでの人件費水準は、いまの旧東独地域水準比2割程度である。人件費だけ考えれば、明らかに企業進出の魅力に欠ける地域である。したがって、日本企業にとっての工場進出目的は、低賃金ではなく、ドイツ有数の化学会社との初の合弁、製品特許と製法特許の結びつき、これから旺盛な需要が見込まれる拡大EU中心部への進出であることは明らかである。

ビッターフェルト(ライプツヒヒから車で約1時間北方、ベルリンとは電車で約1時間の距離にある)は戦前においてはドイツ化学工業の中心地であったが、旧東独時代は公害をたれながし、減価償却も設備更新もろくろくしなかつたらしく、いまも荒涼たる風景を呈している。今回のドイツ側合弁パートナーであるバイエルン社は、ドイツ統一とほぼ同時に当地にアスピリン製造工場を当地に移したが、他の先進国からの企業進出は遅れた。

旧東独地域全体を見てもわが国企業進出は少数である。最近ではようやく豊田自動織機とデンソーなど日本企業同士の合弁や、シートベルトのタカタなど単独企業進出が数件実現した。しかし、当地域への投資の魅力は、アウトバーン・鉄道・空港等のインフラがこの10年で格段に整備されたほか、ドイツ連邦政府と州政府折半の手厚い投資助成制度が大きなテコになった<sup>1)</sup>。

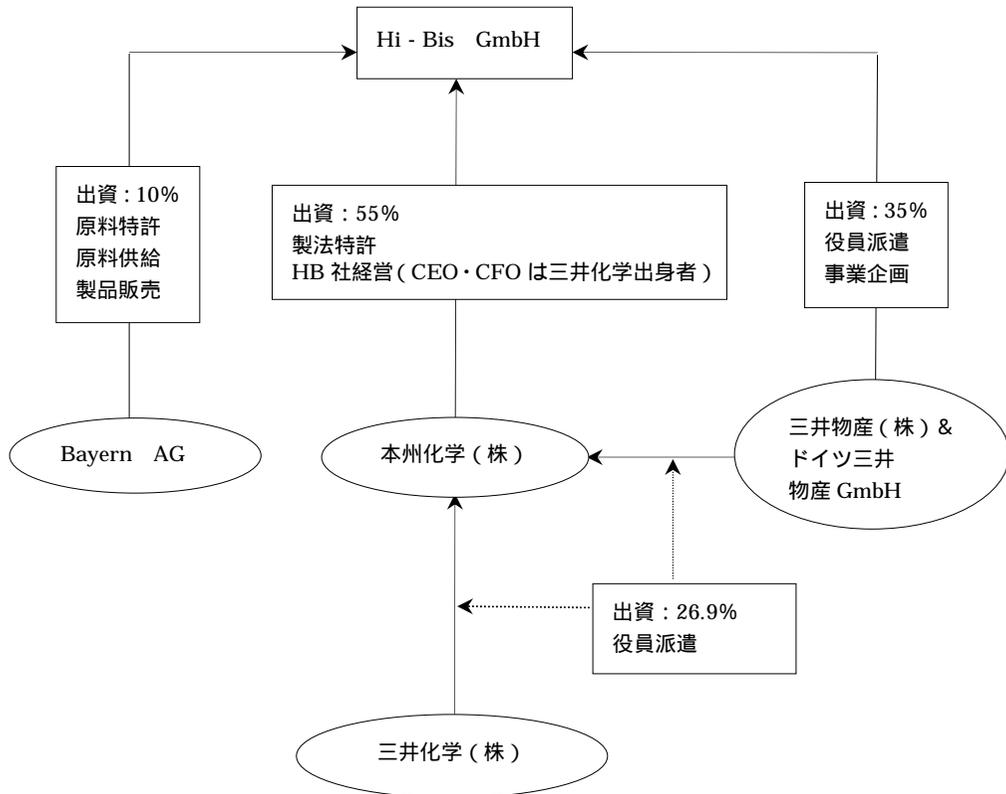
### 多様化するジョイント・ベンチャー

---

1) 旧東独地域投資助成金は、非課税所得となる Investitionszulage と、課税所得となる Investitionszuschüsse の2種類に分かれるが、併せれば設備投資額の約3分の1に達する。他に補助的には特別償却制度もある。ただし、このような手厚い企業誘致策は2004年からの拡大EUでは、他の低開発地域との公正な競争を阻害すると見られるためこのままでは存続不可能であろう。その場合、当案件はわが国からの企業進出として最後の投資助成対象となるであろう。

今回の訪独目的は、ジョイント・ベンチャーの経営と会計に関する実証研究の一環であるが、まず気づいたことは、いわゆるジョイント・ベンチャーと呼ばれる組織には実に様々な形態があり、その経営と会計の関係も一様ではないということである。

図表1 Hi - Bis GmbHの資本・業務関係



合併プロジェクトの概要

プロジェクト名：Bis TMCの製造

製品名：BisP TMC (Bis Phenol TrimethylCyclohexan, 耐熱性高機能樹脂)

工場：P D ケミカルパーク, Bitterfeld Wolflen

投資額：約 38 百万ユーロ

製造開始：2004 年 7 月予定

製造能力：年 5000 トン

雇用人数：約 35 名

今回訪問した日独合弁のハイ・ビスフェノール製造会社(以下、単に“HB社”と呼ぶ。(HB社に係わる資本・業務関係および合弁プロジェクトの概要は図表1参照)は、当事者達は何らためらうことなくジョイント・ベンチャーと呼ぶが、2パートナーによる出資比率50対50の古典的なジョイント・ベンチャーとは若干様相を異にする。

第一に、通常ジョイント・ベンチャーの目的は、巨額資金の調達、事業リスクの分散、海外市場の開拓等にあるが、当合弁では一企業(またはグループ企業)単独の「規模の経済」よりも、技術結合を中心として、同業他社との協同・協業をより合理的とする方針転換が読みとれる。

HB社の当面の事業は、車のヘッドランプや次世代記憶装置に適した高耐熱性樹脂、ビスフェノール(化成品)の製造であるが、日独企業を合弁事業に結びつけたものは、端的にはハイテク樹脂に係わるドイツ企業の製品特許と日本企業の製法特許の結合である。

そのビスフェノールはすでに数年前からバイエルン社は本州化学に生産を委託してきたものである。本州化学社は今回、その和歌山工場での委託生産を打ち切り、工場をドイツに移したが、技術の融合だけでは今回わざわざ合弁形態でドイツに進出したことの説明としては充分ではない。目下建設中の新工場敷地周辺に、数倍の更地を確保していることから、その他のハイテク化学品・高機能樹脂製造に係る将来計画があることが分かる。バイエルン社の技術と販路を活用して拡大EU市場への橋頭堡を築く思惑がある。

他方、バイエルン社にとっても、日本企業の製造技術を内部化し、日本企業に販路を拡大する当面の意図も明確であるが、総合化学会社からコアビジネスの選択とそこへの経営資源の集中が見られる。すなわちすべての経営資源を自社グループで賄う従来方針から、外国企業との合弁によるバランスシートのスリム化への転換である<sup>2)</sup>。

第二に、合弁といえば典型的には2社均等出資であるが、当合弁では、本州化学が55%のマジョリティ出資者であり、バイエルン社は10%しか出資していない。

世界的にも、最近の20年でグローバルなジョイント・ベンチャーが増加し、ベンチャーの出資比率は低くは5ないし10%、高くは90ないし95%に達することは珍しくない<sup>3)</sup>。

さらには経営に参加するベンチャーと、経営に参画しないノン・ベンチャーの組み合わせも珍しくない。当合弁のジョイント・ベンチャーのあり方は多様化している一例である。しかし、HB社におけるように、パートナー1社がマジョリティをもつ場合でもはたしてジョイント・ベンチャーといえるかどうかは疑問である。その疑問はとくに会計において顕在化する。

---

2) 目下、バイエルン社のベルナー・ベニング社長は、各事業部門を本社の1事業本部とする巨大総合化学会社の古い体質をすて、損益管理と経営責任を明確とするための組織再編、非中核部門の売却、医薬品・ポリマー・農業化学・高分子材料の4事業への絞り込みと分社化を推進中である。(2003年6月23日付け日本経済新聞記事「独バイエルンのグローバル経営改革」参照)

3) Richard E Baker 他 *Advanced Financial Accounting Fifth Edition* (McGrow Hill) p.834

### ジョイント・ベンチャー会計も一様ではない

HB 社が少なくとも日独双方の当事者からジョイント・ベンチャーと呼ばれる理由は、合弁契約（Joint Venture Agreement）の存在であり、経営上の重要事項は各パートナー合意によってのみ決定される。すなわち1社単独では決定できない仕組みが共同支配の特徴である。共同支配には、合弁契約が優先し、必ずしも均等出資比率は前提とならない。

当合弁では、日常的な経営はマジョリティ出資者である本州化学に任されている。しかし、10%出資に止まるバイエル社は、原料・製品特許の提供、原料納入、製品引取り義務を負うことにより、HB 社の命運を握っている。

ところが、会計面では、出資比率による「所有」と、合弁契約による「共同支配」の乖離は一つの難問を提起することになる。

当合弁におけるパートナー各社はいずれも公開会社であり、連結財務諸表を作成・公開しなければならないが、各社連結会計におけるHB 社の取扱いは必ずしもジョイント・ベンチャーではない。

米国を除いては、最近における連結対象子会社の範囲の決定基準は、出資比率による形式基準のみならず、取引関係・技術関係等による経済的実質支配重視へと変化しつつあるが、そうはいっても合弁契約による共同支配の経済実態を財務諸表に忠実に反映することは技術的に困難であろう。

当合弁では本州化学が普通・議決権株式の55%を保有する。出資関係のみに着目すれば、HB 社は本州化学の子会社であり、その全資産・負債を完全連結することになる。また、35%出資の三井物産にとっては関連会社であるから、持分法を適用し、純損益の持分を投資と持分損益に反映する。さらに、10%しか出資していないバイエルン社にとっては一般投資にすぎない。巨大な化学会社にとっては、仮にHB 社をジョイント・ベンチャーとして扱い、原則として比例連結すべきとしても、その前に「重要性の原則」を適用すれば、連結対象外となるかも知れない。

このようにジョイント・ベンチャーの形態が多様化すれば、それに適用すべき会計も多様化せざるを得ない。

わが国連結財務諸表制度では、ジョイント・ベンチャーを関連会社の一種として扱い、原則として持分法適用である。新企業結合会計基準では持分プーリング法に準じた会計処理を適用しようとしている。

### M&A、戦略的アライアンスと比較したジョイント・ベンチャー

企業は貴重かつ希少な経営資源を組織化するが、一企業が必要な資源をすべて備えていることは少ない。企業が事業に必要な資源を他の企業に依存することがあるが、その典型的な形態はM&A（または営業譲渡）、コーポレート型ジョイント・ベンチャー、戦略的アライアンス（業

務提携）である。

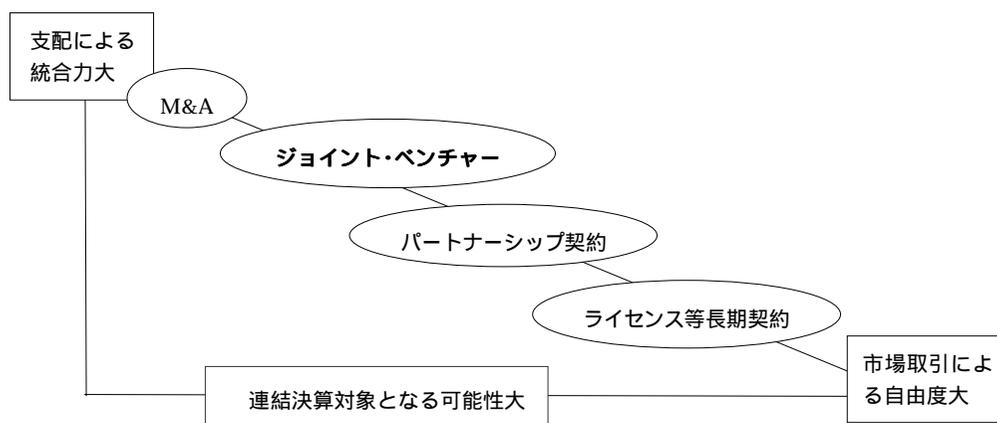
コーポレート型ジョイント・ベンチャーを、M&A による企業結合や様々な戦略的業務提携の形態と比較することによって、その特徴は一層明確となる。

M&A は相手企業が持つ経営資源をすべて取り込み、完全支配・統合することによるシナジー効果を狙う。他方、双方の資源の統合から生まれるシナジー（相乗）効果を挙げることができる。ただし、のれんなど高いコストが発生することが多い。

その点、コーポレート型ジョイント・ベンチャーは必要な資源の統合に止まり、相互に資源の補完を効率的に行なうことが可能である。ただし、共同支配の基礎である協調体制が綻べばパートナーは敵対関係に立つリスクは残る。

パートナーシップもジョイント・ベンチャーの一形態である。ライセンス供与による技術提携から、資産・セールスチャネルの共同利用など、一定期間の特定目的を達成するためには便利である。ただし、対外的独立性がなく、相手を拘束する能力を欠くため、資金・技術面の永続的統合力は乏しい。（図表 2 参照）

図表 2 M&A および戦略的アライアンスとの統合力・市場取引自由度比較



### 連結決算におけるジョイント・ベンチャーの位置付け

M&A によって被買収・被合併された企業は、完全連結子会社または親会社の一部として、通常は親会社連結決算に組み込まれることはいうまでもない。しかしながら、コーポレート型ジョイント・ベンチャーやその他戦略的業務提携の相手企業をどのように連結決算に反映すべきか、比例連結か持分法適用か、については国際的に見て一定ではない。

その他戦略的アライアンスのうち、パートナーシップ契約は資産負債および損益がパートナー企業に直接（または一定の調整を経て）帰属するが、ライセンス供与等の長期契約関係にある

企業については当事者間にどのような強度の支配力があるかによって連結決算上の位置付けが決まるはずである。出資関係がない対等企業同士のアライアンスは論外であるが、一定水準以上の出資比率を前提とすれば、技術ライセンス供与によって相手の営業を強力に支配する、または強い影響力を及ぼすことが可能だからである。

（図表 3 は統合・アライアンス形態、当事者間の支配関係、連結決算対象となる可能性の関係をまとめたものである。）

図表 3 M&A・戦略的アライアンス・ジョイント・ベンチャーと連結会計の関係

統合・業務提携形態	当事者間の支配関係	連結決算対象となる可能性
ライセンス供与等長期契約	双方が得意技術を持つならば支配関係なし	一方が大企業の場合、他を実質支配子会社とする可能性
パートナーシップ契約	対等関係	資産・損益は各パートナーに直接帰属
コーポレート型ジョイント・ベンチャー	共同支配・協調関係	比例連結または持分法適用
M&A（買収・合併）	完全支配従属関係・親会社と一体化	完全連結対象

## ジョイント・ベンチャーの現実的および概念的特徴

ジョイント・ベンチャーの法的形態は多様である。ジョイント・ベンチャーは単にパートナーシップ契約や法人格なき民法上の組合契約を締結することによっても成り立つ。

その意味からは、合併事業には必ずしも独立企業を設立する必要はないが、半永続的な合併事業には通常コーポレート型ジョイント・ベンチャーを設立する。

本章では、コーポレート型のジョイント・ベンチャー（単に“CJV”と略記する）を前提として、今回のHB社訪問はじめ、いくつかの国際的合併事業について、いままでに筆者が見聞したCJVの現実的特徴、国際会計基準や欧米諸国におけるCJVの定義に見られる概念的特徴を整理する。

それらの特徴から、これからのCJV経営のあり方とCJV会計のあり方についていくつかの重要な示唆が得られると思われる。

### 現実的特徴

CJVとはその形態が多様であり、普遍的な特徴を特定することはかなり困難である。

経営面において、CJVは融通無碍で、使い勝手が良いが、パートナー同士が支配従属関係ではなく、契約によって対等関係を維持継続するのは不安定さを免れない。

会計面では、CJVが子会社や関連会社と異なるところはいくつか指摘できるが、それらはいくまでも「支配」のあり方における特徴であって、連結財務諸表作成上の取扱いについては、議決権株式の「所有」比率を基礎とする限り一律的方法は見出し難い。

しかしながら、現行日米会計基準における CJV 会計のあり方は再考の余地がある。というのは、CJV を関連会社並みに扱い、持分法適用に止まるならば、CJV 資産負債の責任部分が完全にオフバランスとなるからである。オフバランスは連結財務諸表のディスクロージャー面に欠陥があるだけでなく、不確実でリスクの高い合併事業の管理面で悖る結果になり勝ちである。

**概念的特徴**コーポレートである以上、通常の企業としての特性を備えている。すなわち定款を作成し、目的・商号等の絶対的記載事項や、定時株主総会等に関する相対的記載事項を定めている。CJV が他の企業と異なるところは、共同事業者である株主は**合併契約書（Joint Venture Agreement）を締結**していることである。

なお、合併契約書にはとくに一定の Form はないが、通常は文書で次のような内容を取り決める。事業目的、事業領域、事業地域、事業期間（予め規定する場合、HB 社の場合は 15 年）、J/V の報告義務、パートナーの競合制限、パートナー間の出資シェア・収益配分・費用負担比率、撤退の場合の持分・株式譲渡制限等<sup>4)</sup> である。

国際会計基準はジョイント・ベンチャー形態の如何を問わず、合併契約の存在を子会社や関連会社と異なることを示す最重要なメルクマールとする（IAS31 号、Par. 3 - a）。

合併契約が無ければ、出資比率と支配や影響力の有無によって、CJV は子会社であるかも知れず、関連会社または単なる投資先であるかも知れない。

**合併事業のパートナーは少数に限定される。**合併契約を締結したパートナーは、古典的な CJV では 2 社であり、50 対 50 の出資比率でイコール・パートナーである（図表 4 - 1 参照）。ただし、巨額資金・ノウハウ・販路等を必要とする CJV においては、少数のジョイント・パートナー以外に、合併契約に参加しない単純出資者（Investor）が参加することもある。（図表 4 - 2 参照）

コアとなるパートナーはあくまでも少数が、パートナーには議決権付き普通株式を、また一般投資家には優先株式を発行する。

ブラジルにおける鉄鉱石開発では、そのような種類株式の使い分けによる例が見られる。（図表 4 - 3 参照）

最近の巨大プロジェクトでは多数のパートナーが参加する例が見られる。たとえば米国モトローラ社が組織したイリジウムプロジェクトでは 17 社が参加した<sup>5)</sup>。それは既知の業務知識経

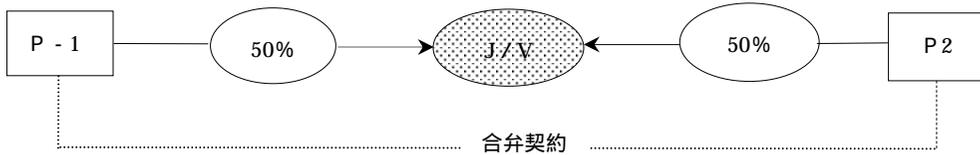
---

4) J/V は通常**閉鎖会社**であるから、パートナー間の取り決めにより、**会社株式の自由譲渡は大幅に制限される**。大幅制限の意味は、第三者への自由譲渡が絶対不可ではなく、譲渡を望む株主は、他のパートナー株主に対して、買取りを希望する第三者価格と同一条件で売ることがオファーする。一定期間内にパートナー株主が買取りを拒否すれば（**第一拒否権**）、はじめて第三者に売ることができるからである。

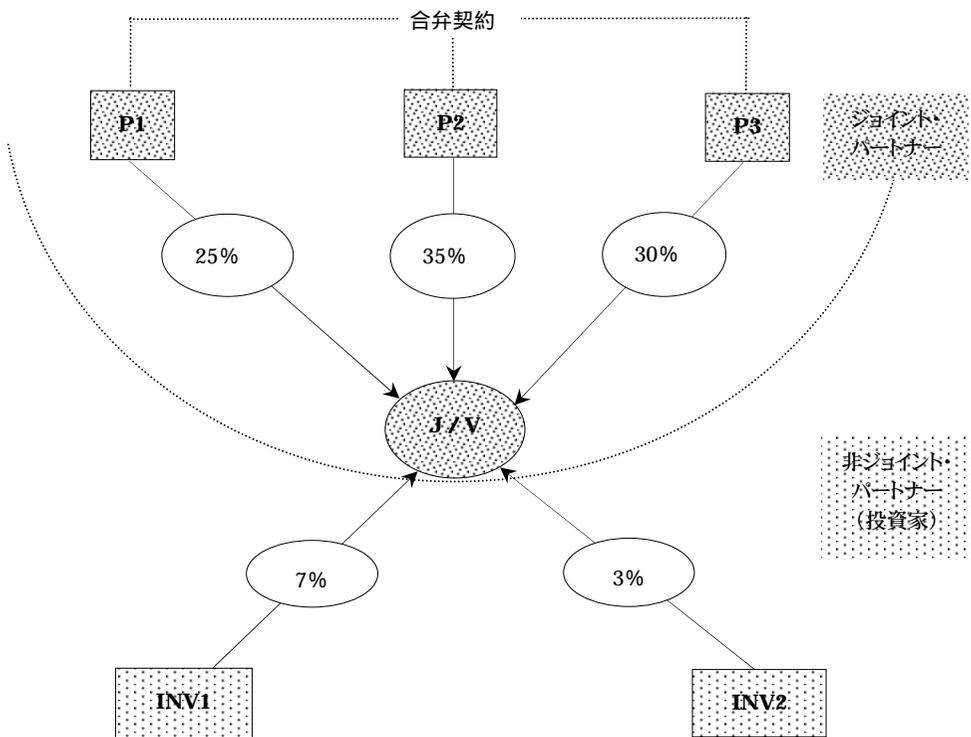
5) Yves L. Doz & Gary Hamel (1998) Alliance Strategy Harvard Business School Press, Chapter 1

験を寄せ集めるのではなく、巨額資金を要し、高い事業リスクを伴う先端技術を国際的合併で開発することが多くなるからである。

図表 4 - 1 古典的な 2 社対等出資 J / V

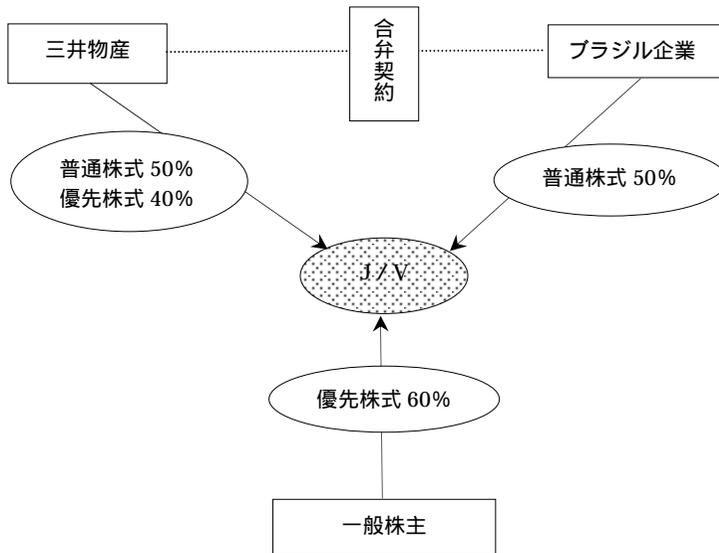


図表 4 - 2 複雑化した J / V

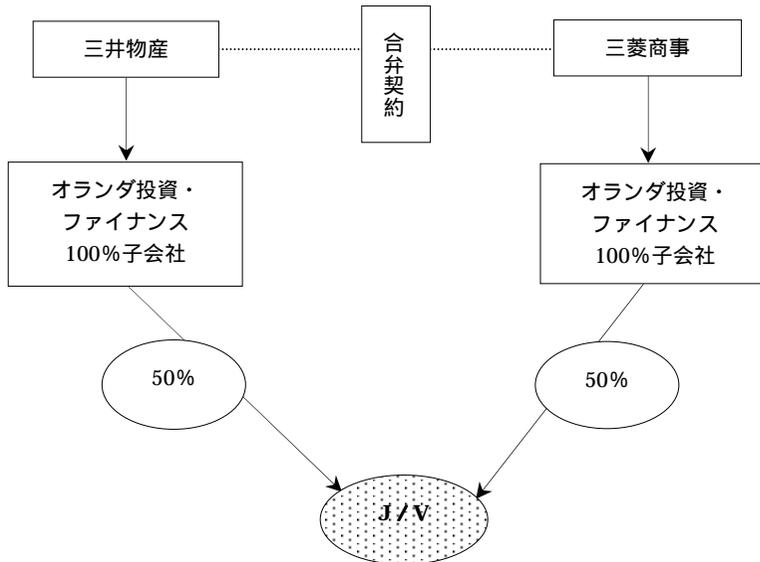


(M. A. VAUBEL, 「JOINT VENTURES IM KONZERNABSCHLUß DES PARTNER UNTERNEHMENS」2001, IDW VERLAG, 一部改訂)

図表 4 - 3 ブラジルにおける鉄鉱石掘削 J / V の出資形態



図表 5 西豪州における LNG 開発 J / V における投資子会社経由再投資



パートナーが一般的に少数に限定される理由は、パートナーが「共同支配」するためであり、パートナーが多数になれば「共同支配」は事実上困難になるからである。

ここでいう「共同支配」とは、上記第一の特徴で述べた合弁契約に基づくものであり、親子会社間における「単独支配」と区別される。

国際会計基準は合弁契約に基づく「共同支配」(joint control)を第2の特徴とする( IAS31号, Par. 2 - b )。

ところが、国際会計基準はじめ英独会計基準等では、CJVにおけるパートナーからの出資比率は何%から何%の範囲内といったような制限や基準はない。あくまでも合弁契約の存在とそれによる共同支配である。

米国会計基準には「共同支配」概念は見当たらず、CJVの各出資者のシェアは50%以下とされている( ARB51号, Par. 16 )。

一方、最近の米国におけるCJVでは50対50の比率よりも、一方のパートナーはマジョリティ・ホルダーであることがむしろ多いようである。文献によっては、イコール・パートナーシップ・インタレストをCJVの属性とはせず、単独パートナー持分は低くは5 - 10%にすぎない場合もあり、高くは90 - 95%に達する場合があることは先述した(注3参照)。

因みに2001年6月改訂の米国企業結合会計基準(SFAS141号)は持分プーリング法を禁止し、すべてのM&Aをパーチェス法を適用することとしたが、この背景には、わが国のビジネス慣行と違って、米国ではイコール・パートナーシップは成功しないと見るムードが濃厚であることと無縁ではないように思われる。

CJVは**対外的にはあくまでも独立企業**である。そのためにはパートナー間の協調体制が不可欠であり、**重要な経営意思決定は一本化**しなければならない。

CJVが独立企業であるためには各パートナーは対等でなければならない。たとえば、ある連結グループを形成する親会社とその子会社(またはCJV・関連会社)が50対50の出資比率でCJVを形成し、法形式面では一見CJVの外観を備えたとしても、経済実態面では親会社から独立しているとは考えられない。経済的独立性を欠き、親会社に支配される構造のCJVは完全連結の対象とすべきであろう<sup>6)</sup>。

重要な経営意思決定、すなわち事業の拡大、新規事業の開始、そのためのファイナンス、未分配利益の処分、未処理損失の処理等は全パートナーの意思決定によることが合弁契約で規定される。しかしながら、パートナーの意思が一致しない場合がある。たとえば未分配利益の処

---

6) Marc-Alexandre Vaubel (2002) *Joint Venture im Konzernabschluss des Partnerunternehmens* IDW Verlag Abschnitt 332

分については、あるパートナーは配当処分を、他方は事業拡大または新規事業への再投資をそれぞれ主張することがある。

たとえば、西豪州における LNG 開発プロジェクトの CTV では、両社の主張を両立させるために、オランダに投資子会社を設立し、一旦そこへ配当金をプールした上で、投資子会社経由再投資または親会社への配当を各社の財務方針に沿って自由処分する方式が見られる。(図表 5 参照)

### **各パートナーは当該合併事業以外では経営上の独立性を保っている。**

HB 社の場合、マジョリティホルダーであるから当然といえば当然であるが、本州化学が CEO、CFO を派遣して、日常的なマネージメントやオペレーションを担当している。

しかし、CJV の経営においては、合併契約の精神からいえば、他のパートナーを絶対支配することがあってはならない。

また、特定合併事業以外の分野では各パートナーは競争者であり、“今日の友は、明日のライバル”<sup>7)</sup> となることもある。パートナーはお互いに競争し、協力する緊張関係にある。

同業他社との間でも合併は成り立つが、時間の経過とともに経営方針の違いが表面化することは珍しくない。

国際的合併事業では文化の違い、政治体制の違いから利害対立が激しくなり、パートナー企業が敵対関係に立つことがある。たとえば三井グループの国際的合併事業であったイラン石油化学プロジェクト (IJPC) では、1980 年代のイラン革命やイラン・イラク戦争によって、プロジェクトは明らかに事業性を喪失したにもかかわらず、撤退までにイラン側の反対により多大な時間を要し、損失が膨れ上がる一因となった。

## 「共同支配」概念と比例連結の論理

### **国際会計基準 (IAS31 号) におけるジョイント・ベンチャーの定義**

国際会計基準では、連結対象の投資に関する会計基準は図表 6 の ① に分かれる。このうち ② がジョイント・ベンチャー投資の連結会計である。連結理由は子会社の「支配」、関連会社の「重要な影響力」に対して、ジョイント・ベンチャーについては「共同支配」である<sup>8)</sup>。

ジョイント・ベンチャーの「共同支配」の根拠は、前章でも述べたように、パートナー間で締結される合併契約の存在である。そこでは各パートナーの役割・権利・義務が定められ、パートナー 1 社ではジョイント・ベンチャー全体を単独支配できない。

---

7) Yves L. Doz & Gary Hamel (1998) Chapter 1

8) IASB (2003) *International Financial Reporting Standards*

図表 6 国際会計基準による連結対象投資・連結理由・連結会計処理一覧

会計基準	連結対象投資	親会社の連結理由	主たる連結会計処理
IAS27号	Subsidiaries	Control	Full Consolidation
IAS28号	Associates	Significant Influence	Equity Method
IAS31号	Joint Ventures	Joint Control	Proportionate Consolidation

IAS31号（Financial Reporting of Interests in Joint Ventures, 1992年）は、ジョイント・ベンチャーは様々な形態を取ることを認め、次の3つに区分する。

Joint Operations（共同営業）

Joint Assets（資産の共同利用）

Jointly Controlled Entity（共同支配事業体）

「共同支配」はすべてに共通する（Par. 3）が、の共同支配企業の場合は、およびと違って、J/V独自の会計記録を持ち、独自の財務報告を行う（Par. 23）。

出資者であるジョイント・パートナー（国際会計基準では“Venturer”と呼ぶ）としては、各社の連結財務諸表にジョイント・エンティティの決算結果をどう反映するかが課題となる（Par. 24）。（図表7参照）

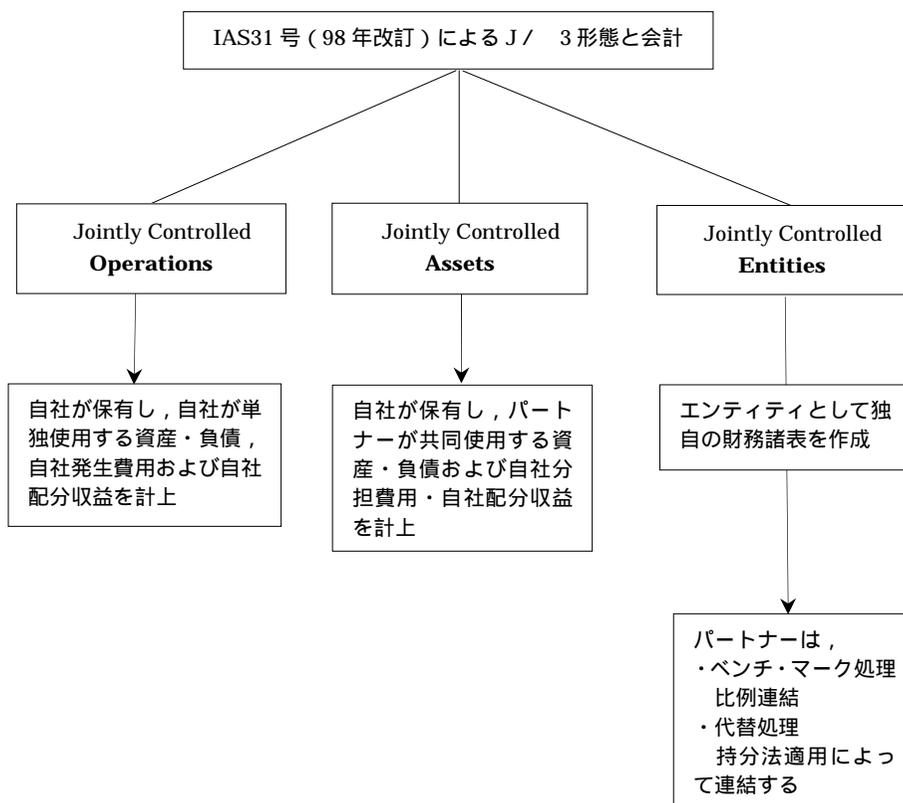
### 国際会計基準による「比例連結」のすすめ

周知のようにIAS31号は比例連結（proportionate consolidation）をベンチマーク処理として推奨し、持分法（equity method）を代替処理として認めている。比例連結を強制し、持分法適用を禁止しているわけではないが、共同支配の実態、ジョイント・ベンチャーを通じて支配している総資産負債ポジションをより良く反映するのは比例連結であるという（Par. 33）。

比例連結とは、ジョイント・ベンチャーの全資産負債項目、全収益費用項目の中に占める自社シェア分を、単独支配の親会社完全連結項目に加えることにより、ジョイント・ベンチャーを含めたグループ全体像をより良く写し出すテクニックである。

比例連結として2つの方法を認める。一つは共同支配による各項目を完全連結項目と一行毎に重ね合わせる方法（line by line basis）。もう一つは共同支配による項目を流動資産、固定資産のようにグルーピングしながら、単独支配による項目とは分離して記載する方法（separate line basis）である。

図表 7



たとえば売掛金は、第一の方法による場合はすべて合算した売掛金一行で表示されるが、第二の方法による場合は完全連結グループの売掛金のみが売掛金であり、共同支配の売掛金は流動資産として一括されて連結バランスシートに表示される（Par. 28）。

LINE-BY-LINE-METHOD

（例）売掛金        × × ×  
（含む、J / V 売掛金）

SEPARATE LINE METHOD

連結売掛金    × × ×  
J / V 売掛金    × × ×

なお、LINE-BY-LINE 方式による場合および持分法適用の場合、主要な J / V 勘定内訳を脚注開示しなければならない。

自社と J / V 間の取引については、親子間取引に準じた未実現利益の排除が必要になる。たとえば、あるパートナーから J / V への資産譲渡により、譲渡人側でキャピタル・ゲインが発

生ずる場合は、その内、他のパートナー持分相当額は、第3者あてに売却されたものとして即時利益認識できるが、自社持分相当額については、その所有に係るリスク&A/Cは他社に移転していないことから、連結財務諸表上、資産の持分相当額を“ At Cost ”で持ち越すとともに、ゲインのうち持分相当額は「繰り延べ利益」(Deferred Gain)を計上し、もしその資産が償却資産であれば、資産償却期間にアモティゼーションを行う。

他方、パートナーからJ/Vへの資産譲渡により、譲渡人側でキャピタル・ロスが発生する場合は、その譲渡によって資産価値の永続的下落が確認されたものと見なして、自社持分・他社持分を区分することなく、譲渡人はロスの全額につき即時損失処理しなければならない。

パートナーの撤退、パートナーのマジョリティ取得等により、共同支配が崩れた場合は、比例連結を取り止め、新たな関係に応じて持分法適用・完全連結へ移行する<sup>9)</sup>。

### ドイツ商法による比例連結の論理

ドイツ商法第3篇 第2章(資本会社に関する規定)271条 310条は、連結対象会社を4段階に区分する。ジョイント・ベンチャー(Gemeinschaftsunternehmen)は最上段階の子会社と第3段階の関連会社の間位置付けられる。

連結手法としては比例連結(Quotenkonsolidierung)の選択を認める(強制ではない)。子会社 合併会社 関連会社と段階が下がるに従って親会社の支配が薄まるため、完全連結と持分法の間である比例連結が最適という論理である<sup>10)</sup>。

比例連結の手法は国際会計基準とほぼ同じであるが、持分比率(Anteilen am Kapital des Gemeinschaftsunternehmen)に応じて資産、負債、配当制限項目、特別項目、収益、費用のうち比例配分し、自社分のみを連結する。未実現利益も持分比率に応じて排除する。

持分法適用によれば純損益に占める持分を投資に反映するだけであるが、比例連結は完全連結に近い。他方、完全連結と違って、少数株主持分は一切考慮しない。

### 米国におけるジョイント・ベンチャーと会計基準

米国における共同事業は、日本企業と米国企業とのCJVを含めて、極めて盛況であり、他の地域との比較で見ても規模が大きい。ところが、CJVの資産負債が巨額に達する場合であっても、親会社の連結バランスシートに反映されることは少ない。

CJVは複数企業間で締結した合併契約に基づいて形成されるからあくまでもCJVであるが、

---

9) Barry J. Epstein, Abbas Ali Mirza (2001) *IAS 2001 Interpretation & Application*, John Wiley & Sons, Inc, Chapter10

10) Joerg Baetge 他 (2002) *Konzern Bilanzen* IDW Verlag, Kapitel

50対50の対等出資による古典的なCJVは少なく、実際に見られるのはいずれか一方のマジョリティ出資による子会社であり、マイノリティ出資側にとっては関連会社である。

関連会社であれば持分法適用により、資産負債持分がオフバランスになるが、子会社であっても連結上オフバランスにするのは別の仕組みがある。

#### LLC活用によるJ/V資産・負債のオフバランス化

米国では完全独立会社としてのコーポレート型J/Vよりも、LLC(LIMITED LIABILITY COMPANY, 有限責任会社)が盛んに使われている<sup>11)</sup>。

LLCとは、パートナーシップと会社の間態であり、企業としてLLCの利便性が高いのは、パートナーシップと会社双方の利便性をフルに活用できることである。

まずパートナーシップとしての利便性は損益通算制度である。すなわち民法上の組合と同様、損益を通算することにより完全に二重課税を防止できる。他方、法人組員各社の連結バランスシートにはLLC資産・負債の持分を反映しない口実となっている。そうはいつでもパートナーとして無限責任を追求されるおそれがあるため、親会社としてはLLCとの中間に投資会社を設立し、投資会社経由LLCに投資することによりリスクを限定する。投資会社はLLCの純損益だけを反映し、親会社は投資会社を完全連結する。結果的にLLCの資産負債は親会社双方の連結上オフバランスとなる。

なお、LLC活用によるJ/V資産負債のオフバランス化の論理についてはさらに検討と議論を深めなければならないが、現状においては少なくともオフバランスが慣習となっている。因みに、わが国でも平成10年に投資事業有限責任組合法ができたが、ベンチャー・ビジネスに限り設立できる<sup>12)</sup>。

#### 1971年のAPB18号<sup>13)</sup>

米国においてJ/V投資に係わる会計処理が制度化されたのは1971年に公表されたAPBオピニオン18号である<sup>14)</sup>。

APB18号は普通株式による投資全般に係わる会計基準であるが、それによれば投資先の経営に影響を及ぼし、投資のリターンに責任がある場合には持分法(Equity Method)適用することになる。もちろん1959年のARB51号以来、直接間接に他の会社を支配している場合、すなわち他の会社が子会社に該当する場合には完全連結すべきことはすでにコンセンサスとなっ

---

11) 井原宏『国際事業提携』(2001, 商事法務研究会)第4章

12) きんざい『金融実務大辞典』

13) FASB(2000/2001) *Original Pronouncements Volume* John Wiley & Sons, Inc.

14) Richard E. Baker 他(2002) *Advanced Financial Accounting* McGraw Hill Chapter 15

いたが、子会社以外のノンコントロール投資先には原価法（Cost Method）または持分法を適用すべきであることをはじめて明らかにしたものである。

CJV とは、そこではノンコントロール投資の一つであり、相当な持分を有しているものの、マジョリティ所有以下の投資先と定義されている。したがって、一般投資への原価法適用におけるように、投資先の利益を配当ベースではなく、よりタイムリーに発生ベースで反映すべきであり、当時の Board は、“持分法はそのようなベンチャー投資の本質を最も適切に反映する”と結論付けた（Par. 16）。

ここから明らかになることは、1970年代から今日に至るまで、米国では CJV は子会社と関連会社の中間形態というよりも、関連会社に近い投資先と見なし、会計処理面では関連会社と同一視されてきたことである。その点では今日に至るも変わりはない。

### 狭隘な支配概念と共同支配概念の欠如 CJV を関連会社として扱う論理

概念ステートメント 6 号における資産の定義には、排他的な支配概念はあっても、“共同支配”という概念がない<sup>15)</sup>。連結会計基準の子会社定義においても、“支配（control）”の概念をできるだけ厳密に、狭く捉える。“単独支配（single control）”だけが支配あり、他の投資家とともに他の会社を“共同支配（joint control）”する概念が欠落している<sup>16)</sup>。

たとえば、概念ステートメント（SFAC）6号は資産（assets）を支配概念で定義しているが、“資産とは、過去の取引事象の結果として、特定企業が享受し支配できる将来の経済的便益であり、その特徴の一つは他の企業のアクセスをコントロールできることである（Par. 25 & 26）”。次に経済的実質支配概念の欠如、または実質支配概念に対する根強い反対論である。FASB による連結範囲決定における実質支配基準への改訂草案（1995年以降、複数）にも拘わらず、いまだに高い持分比率（マジョリティ基準）で完全支配（独占的・排他的支配）子会社だけがフル連結対象である。それ以外は、CJV も含めて持分法が適用される。

これらの動向は、国際会計基準による共同支配概念と CJV への比例連結適用に背を向ける論理につながると考えられる。

### 税効果会計においては、CJV は子会社扱い

1992年の SFAS109号（Accounting for Income Tax）では、CJV は子会社と同列に扱われている。たとえば、国内子会社の未分配利益については、国内 CJV のそれを含めて、近い将来

---

15) FASB (2000 / 2001) *Statements of Financial Accounting Concepts* John Willy & Sons, Inc.

16) 拙稿「連結範囲決定要因としての「所有・支配」論争と特別目的会社をめぐる新たな展開」『立命館経営学 第42巻第3号』

配当することが明らかでない限り，繰延税金負債の認識は不要である（Par. 31）。

CJV は本質的に永続的（essentially permanent in duration）だから，というのが，子会社並みに扱う理由のようであるが，子会社の未分配利益をいつ・いくら配当させるかは親会社が決定できる，つまり配当方針を支配できるのが税金負債の認識を繰延べる決定的理由であるから，連結決算における CJV の持分法適用とは整合的ではないといえよう<sup>17)</sup>。

### 企業結合会計における CJV 会計基準の先送り

また，米国においてはすでに CJV 連結にはおおむね持分法が適用されるが，設立時にはどのような会計処理をすべきかについてはこれからの検討課題となっている。2001 年夏公表された SFAS141 号（Business Combinations）は，すべての企業結合にパーチェス法を適用するが，J/V は Business Combination ではないため，別のプロジェクトとして検討するという（Par. 10 の注 6）。ただし，Appendix Par. 32 では，フレッシュスタート法適用に傾いているようである。

## 比例連結会計の問題点と必要性

### 比例連結会計に関する若干の問題点

国際会計基準は CJV における共同支配の実態開示には比例連結がふさわしいと推奨するのであるが，主としてわが国で比例連結会計を適用する場合には若干の問題点がある。

第 1 の問題点は，わが国では CJV には「持分法適用」が原則となっておりことである。

平成 9 年の改訂連結会計原則に係わる企業会計審議会意見書の第二部（3）「**合併企業に対する比例連結の適用の是非**」において，“**渾然一体となっている合併企業の資産・負債等を一律に持分比率で按分して連結財務諸表に計上することは不適切である**”，ということから，他の関連会社と同様，**原則として持分法を適用することとした**。

ここで注目したいのは，“原則として持分法適用の関連会社として扱うことになっているが，比例連結適用を完全にシャット・アウトしている訳ではない，ということである。

一方，連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関する Q&A（平成 12 年 1 月，日本公認会計士協会 監査委員会）の Q8: 共同出資の合併会社が子会社に該当するか否かの判断については，「**共同支配の実態にある合併会社は，共同で出資している特定の会社の子会社に該当せず，それぞれの会社の関連会社として扱う**」としている。

第 2 の問題点は，実務においても通常は CJV の債務に対する責任感が乏しい。だからとい

---

17) 拙稿「税効果会計の構造と現代的課題」『立命館経営学 第 42 巻第 1 号』

って比例連結は不要とはいえないが、目先の債務としての認識が乏しいのが現実といえよう。自社が返済義務を負う負債部分を連結することにより、真のグループ負債総額を捉えることに意義は認められないではないが、合併事業の失敗または経営破綻によって累損が積み上がり債務超過に陥った場合、撤退方針を決定した場合は別とすれば、親会社自身または子会社が負う債務並みの責任感は希薄である。その理由は、対外的には共同責任債務であり、連結上もオフバランスとなっていることと無縁ではない。

第3の問題点は、CJV負債がプロジェクト・ファイナンスによる場合はなおさら債務意識が乏しくなることである。プロジェクト・ファイナンスはしばしばノン・リコース・ファイナンス（Non Recourse Finance）と呼ばれるように、事業主と銀行が事業リスクを分担し、返済財源は特定プロジェクトからのキャッシュフローに限定され、担保も特定プロジェクト資産に限定される。その意味では限られた一定の場合にしか遡及されない Limited Recourse Finance である。

第4の問題点は、リスクとアカウントの不一致、言い換えれば「共同支配」と「所有比率」の不一致である場合に起こる。前者を重視すれば比例連結を選び、後者を重視すれば完全連結または持分法適用を選択することになり勝ちである。

事業リスクは合併契約によって均等に負うにもかかわらず、マジョリティ・シェアーホルダーであれば子会社として扱い、マイノリティであれば関連会社として扱うことになる。

たとえばHB社の場合、55%株主である本州化学としては、出資比率基準を優先して完全連結子会社として扱うのか、合併契約を優先して各項目の55%を比例連結するのか。

現実には本州化学はわが国の公開企業であるから、わが国連結原則によって完全連結を選ぶであろうが、仮にIAS31号を適用するとすれば、完全連結か、比例連結か、それとも持分法か、いずれを適用すべきか迷うところである。

#### 比例連結情報の意思決定有用性（CJVに持分法を適用した場合との比較）

CJVに比例連結を適用すれば、他社と共同支配する資産負債や、収益費用持分が連結財務諸表に反映される（オンバランスされる）が、持分法適用に止まれば、純損益を含むエクイティ部分を除いて、オフバランスとなる。

その結果、同一企業の財務諸表について、比例連結による場合の財務比率と持分法による場合の財務比率には、当然のことながら若干の差異が発生する。

1995 2001年に比例連結を採用したカナダ企業79社について、持分法適用に引き直した結

果と比較した研究報告が最近公報された<sup>18)</sup>。

それによれば、ROE (Return on Equity) は不変であるが、比例連結よりも持分法適用の方が、Profit Margin (利益 / 収益) は上昇し、Total Assets Turnover (収益 / 資産) は低下した。分析者は比例連結による場合の財務比率の方に高い信頼性を認める。

CJV を関連会社の一種として、「一行連結」とも呼ばれる持分法を適用すれば、連結財務諸表作成実務は簡便であるが、外部の企業情報利用者にとっては、連結ベースの総資産利益率や負債対持分比率を適切に算出できる十分なデータを提供したことはない。

不採算部門に苦しむ同業者同士が CJV を設立してその資産負債を切り出すことにより、表面的には有利子負債を減らしたように見せかけることが可能な理由は持分法適用にある。

したがって、CJV が“オフバランス金融”に使われることにもなる。

### 「重要な契約」としての合併契約内容開示の不統一問題

ジョイント・ベンチャー設立に当たっては、合併契約を締結するが、それらは有価証券報告書で開示すべき「重要な契約」に当たるケースが多い。しかし、その場合の開示も不統一である。ある企業は数ページにわたって合併契約の詳細を報告するが、ある企業は主要合併契約に絞っている。これでは共同支配に係る責任資産負債を加味して、経営効率を分析することも、外部者にとっては不可能である。

多様なジョイント・ベンチャーの開示に比例連結が唯一つの正しい方法であるとはいえないことはすでに述べた通りである。しかしながら、これからジョイント・ベンチャーがますます盛んになり、従来以上に共同支配資産負債が重みを増すとすれば、外部の利害関係者のための情報開示の向上という視点だけではなく、企業当事者としても、ジョイント・ベンチャーを含めたグループ経営、日常的な事業部門別資産・負債管理の充実に向けて、比例連結の採用を検討すべきであろう。

### おわりに - これからの課題

当テーマを研究する上で困難なことは、ジョイント・ベンチャーの形態や実態が多岐に亘ることであり、過去の実務経験に頼ってはいそこから得られる結論は現実の一部に偏向し易いことである。いくつかのプロトタイプを抽出し体系化するにはできるだけ広く実証研究を積み上げるほかないようである。また会計面の考察を理論化するには、国際業務提携の法務やプロジェクト・ファイナンス等の隣接分野も視野に入れる必要がある。

---

18) Roger C. Graham 他 Decision Usefulness of Alternative Joint Venture Reporting Methods (Accounting Horizon June 2003)

今回の実証研究はたまたまドイツにおける日独合弁会社が対象となったが、そこでは「ゲマインシャフトとゲゼルシャフト」概念が有名である。ゲゼルシャフトでは、人々は本質的に分離しており、自分が所有しているものを、他のすべての人々を排除することによって所有し享受する。そこでは共同財なるものは現実には一つも存在しない。他方、ゲマインシャフトでは、相互扶助的な共同行為により、著しい発展能力を有する新たな発展能力を獲得することがあるといわれる<sup>19)</sup>。このような社会学的アプローチも興味深い。

いずれにせよ 2005 年から国際会計基準を採用する欧州諸国ではジョイント・ベンチャーの経営と会計のあり方に関する研究は増えているようであり、米国におけるパススルー税制と株式会社の有限責任を組み合わせた有限責任会社（LLC）もこれからの研究課題である。

以上

本稿は、2003 年度立命館大学学術助成（一般研究）による研究成果の一端である。

---

19) テンニエス著，杉之原寿一訳『ゲマインシャフトとゲゼルシャフト』（1998，岩波文庫）